

知らなきや損する

年金の種類		夫	子ども
遺族基礎年金	55歳未満	○ 子どもが全員失権するまで	○ 夫が遺族基礎年金を受給中は支給停止
遺族厚生年金		×	○ 失権するまで
遺族基礎年金	55歳以上	○ 子どもが全員失権するまで	○ 夫が遺族基礎年金を受給中は支給停止
遺族厚生年金		○ 60歳以上65歳未満で特別支給の老齢厚生年金を受給できる場合は選択	○ 夫が遺族厚生年金を受給中は支給停止

## 共働き世帯の夫が受け取る遺族年金

2017年、日本では専業主婦世帯641万世帯に対し、共働き世帯がおおよそ1.9倍の1188万世帯となりました。37年前の1980年には、専業主婦世帯が1115万世帯、共働き世帯が615万世帯。結婚後も働く女性が増え、徐々に逆転してきたのです。

共働き世帯にとって、知っておかなければならないお金の知識の一つに、万が一に備えるための遺族年金があります。遺族年金は、職業や子どもの有無、夫婦のどちらが先に亡くなるかで大きな差が生じます。妻死亡時に夫が受け取る遺族年金額は、夫死亡時に妻が受け取る遺族年金額に比べると少なく、家計に占める妻の収入の割合が高ければ、万が一のときのマネープランを考える場合に注意が必要になります。そこで、今回は、共働きで妻が亡くなった場合に夫が受け取る遺族年金についてご紹介します。

お互いに勤め人の場合、厚生年金の保険料を納めているので、夫も妻も厚生年金の加入者であると同時に、国民年金の加入者です。亡くなった場合は、保険料の受給要件などがありますが、厚生年金、国民年金の両方から遺族年金が支給されます。

国民年金からの遺族年金(遺族基礎年金という)は夫婦どちらが亡くなった場合でも支給されますが、子どもがいないと支給されません。ここで言う「子ども」とは、18歳の年度末までの子。つまり、高校を卒業するまでが子ども(障害年金の1級、2級の子は20歳未満まで)ですから、大学生の子は、子どもに該当しません。子どもの人数で金額は異なります。

厚生年金から夫が受け取る遺族年金は、夫の年齢が55歳未満か55歳以上かで異なります。図のよ

うに、妻が万一のときに55歳未満の夫には、厚生年金からの遺族年金(遺族厚生年金という)は支給されませんが、子どもが18歳の年度末までは、子どもに遺族厚生年金が支給されます。

55歳以上の夫には、60歳以上65歳まで遺族厚生年金が支給されます。つまり妻が万が一のとき夫の年齢が56歳なら、遺族厚生年金は60歳から支給されるということです。

遺族厚生年金額は、亡くなった人が受け取るはずだった老後の年金額の4分の3の金額で基本的に計算されます。56歳から60歳までの5年間、夫自身が厚生年金から老後の年金(特別支給の老齢厚生年金という)の支給を受けると、どちらか多い方の金額になります。

夫婦ともに年齢は33歳、今までの平均月給がともに25万円ぐらいで、子どもが5歳と2歳のケース。65歳までに受け取る遺族年金の総額は、妻が受け取る場合はおおよそ4000万円、夫はおおよそ2500万円となります。

一般的なマネープランは、二人の給与収入と将来の二人の年金を中心に考えます。夫婦どちらかに万が一のことが起こった場合のマネープランは、どちらが亡くなるかによって、遺族年金額が大きく変わるため、遺族年金の違いを踏まえて計画することも重要です。



暮らしのマネープラン相談センター・所長  
サードファイナンスファイナンシャルプランナー 高橋 昌子

## あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで3000円 2時間まで5000円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■マイホーム資金・住宅ローン相談 …………… 3万円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職資金・マネープラン相談 …………… 3万円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F] ☎076-232-2038 要予約

(株)FPサポート研究所 <http://www.fpsl.co.jp/> ●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00

いしかわ暮らしのマネープラン